一宮市告示第506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第51条第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年11月10日

一宮市長　　中野　正康

1　廃止等に係る指定障害福祉サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社アンビス
東京都中央区京橋1丁目6番1号

2　廃止等に係る事業所の名称及び所在地

医心館訪問介護ステーション一宮
一宮市緑五丁目1番14号

3　廃止等の年月日　　令和8年11月30日

4　廃止等に係る事業の種類　　居宅介護・重度訪問介護

5　事業の主たる対象者　　身体障害者（肢体不自由）、難病等対象者

6　事業所番号　　2312102904